

第九十八回国
参議院内閣委員会會議録第十号

昭和五十八年五月十二日(木曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

五月十日

辞任

小西 博行君

補欠選任

柳澤 鍊造君

五月十一日

辞任

松垣徳太郎君

補欠選任

園田 清充君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

坂野 重信君

板垣 正君

大島 友治君

山崎 昇君

岡田 広君

源田 実君

竹内 潔君

堀江 正夫君

勝又 武一君

野田 哲君

小平 芳平君

安武 洋子君

秦 豊君

齋藤 邦吉君

齋藤 邦吉君

竹村 昆君

国務大臣

国務大臣
行政官

政府委員
行政官

政府委員

行政官
官房総務審議官

事務局側

常任委員会専門

林 利雄君

本日開会に付した案件

○臨時行政改革推進審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(坂野重信君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

臨時行政改革推進審議会設置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。齋藤行政官(齋藤邦吉君) ただいま議題となりました臨時行政改革推進審議会設置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

申すまでもなく、行政改革は、厳しい内外の環境のもとにおいて、当面する国政上の最重要課題の一つであり、わが国の将来への明るい展望を開くために避けて通ることのできない国民的課題であります。このため、政府は臨時行政調査会からの累次にわたる答申を踏まえて、政府としての諸般の改革方策を着実に推進しつつあるところであります。

臨時行政調査会は、去る三月十五日をもって存置期限を迎え、解散したところでありますが、これに先立ち、二月二十八日に提出された「行政改革に関する第四次答申」において、臨時行政調査会の任務終了後における行政改革の推進体制のあり方として、学識経験者若干名をもって構成する調査審議機関の設置の必要性を提言しているところ

ろであります。

もとより、臨時行政調査会の累次にわたる答申を踏まえつつ、行政改革を具体的に実施することは政府みずからの責務であります。この国民的課題である行政改革を推進するに当たって、各界有識者の御意見を聴取しつつ諸施策を立案、実施することはきわめて重要かつ有益であると考え、次第であります。

このため、政府といたしましては、今般、臨時行政調査会の第四次答申を最大限に尊重する旨の基本的対処方針を決定し、この方針を踏まえて総理府に臨時行政改革推進審議会を設置することとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の概要について御説明申し上げます。

臨時行政改革推進審議会は、臨時行政調査会の行った行政改革に関する答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べ、内閣総理大臣の諮問に応じて答申することと任務としており、審議会の意見または答申については、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないこととしております。

審議会は、行政の改善問題に関してすぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員七人をもって構成することとし、また、審議会の調査事務その他の事務を処理させるための事務局を置くこととしております。

また、審議会は、行政機関の長等に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができることとしておられるほか、特に必要があるとき認めるときは、みずからその運営状況を調査することができるとしてあります。

を調査することができるとしてあります。

なお、審議会は臨時の機関として設置されるものであり、政令で定める本法律の施行期日から起算して三年を経過した日に廃止されることとしてあります。

このほか、関係法律について所要の改正を行うこととしてあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願いいたします。

○委員長(坂野重信君) 本案に対する質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五分散会

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、臨時行政改革推進審議会設置法案

臨時行政改革推進審議会設置法案

(目的及び設置)

第一条 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に、附属機関として、臨時行政改革推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、臨時行政調査会(昭和五十六年三月十六日に設置され、昭和五十八年三月十五日に廃止されたものをいう。)の行った行政改革に関する答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べ、内閣総理大臣の諮問に応じて答申する。

(意見等の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、前条の意見又は答申を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第四条 審議会は、委員七人をもつて組織する。

(委員)

第五条 委員は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、非常勤とする。

(会長)

第六条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料提出その他の協力等)

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに行政管理庁設置法(昭和二

十三年法律第七十七号)第二条第四号の二に規定する法人(次項において「特殊法人」という。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び特殊法人の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)
第八条 審議会の調査事務その他の事務を処理させるため、審議会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五條第一項中両議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中臨時行政調査会の項を次のように改める。

臨時行政改革推進審議会	臨時行政改革推進審議会設置法(昭和五十八年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
-------------	---

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正)
3 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第十九號の七を次のように改める。
十九の七 臨時行政改革推進審議会委員
(この法律の失効)

4 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。